

## Well-beingに関する関係府省庁連絡会議

## 1. 趣旨

GDPのような経済統計に加え、社会の豊かさや人々の生活の質、満足度等に注目していくことは極めて有意義である。経済財政運営と改革の基本方針 2021（2021年6月閣議決定）において「政府の各種の基本計画等について、Well-beingに関するKPIを設定する」とされたこと等を踏まえ、関係府省庁が連携してWell-beingに関する取組を推進するため、Well-beingに関する関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

以下のような観点から、関係府省庁におけるWell-beingに関する取組について情報共有を行い、関係府省庁間の連携を強化するとともに、優良事例の横展開をはかる。

- ・各種基本計画等におけるWell-beingに関するKPIの設定
- ・Well-beingに関する統計・調査、研究・分析、実証事業の推進
- ・その他Well-beingに関する取組の推進

## 3. 会議の構成

会議の構成員は以下のとおりとし、必要に応じ追加することができるものとする。

内閣官房内閣参事官（新しい資本主義実現本部事務局）  
内閣官房内閣参事官（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）  
内閣官房内閣参事官（こども家庭庁設立準備室）  
内閣府大臣官房企画調整課長  
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）  
消費者庁消費者政策課長  
デジタル庁参事官  
総務省大臣官房企画課長  
総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官  
外務省国際協力局地球規模課題総括課長  
文部科学省大臣官房政策課長  
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）参事官  
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長  
経済産業省経済産業政策局経済社会政策室長  
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長  
国土交通省総合政策局政策課長  
環境省大臣官房総合政策課長

## 4. 事務局

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（総括担当）とする。

## 5. その他

会議は原則非公開とする。

その他会議の運営等に関し必要な事項は会議において定める。

## 6. 設置

令和3年7月30日